

清水町介護保険条例（平成12年清水町条例第23号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>34,200円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>51,300円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>51,300円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>61,560円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>68,400円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>82,080円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>88,920円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>102,600円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>116,280円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,520円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>20,520円</u>」とあるのは、「<u>34,200円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>20,520円</u>」とあるのは、「<u>47,880円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 <u>33,600円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>50,400円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>50,400円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>60,480円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>67,200円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>80,640円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>87,360円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>100,800円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>114,240円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>20,160円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>20,160円</u>」とあるのは、「<u>33,600円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「<u>20,160円</u>」とあるのは、「<u>47,040円</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第8条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>第8条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が</p>

改正後	改正前
<p>定められている保険料（第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第9条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）</u>により、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>定められている保険料（第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第一号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第9条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）</u>により、第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第8条第1項第1号の改正規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の清水町介護保険条例第2条の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。